

個人情報の本人収集原則の適用除外事項（条例第6条第3項第5号）として適当と認めます。

事業の名称	個人の類型	個人情報の収集先	収集する個人情報の内容	本人以外から収集する理由
廃棄物不法投棄に係る衛星遠隔監視システム整備事業のうち、監視カメラによる撮影及び記録に関する事務 健康福祉環境部不適正処理対策室 各地域振興局及び事務所	不法投棄監視カメラにより撮影された個人	県内の不法投棄多発箇所に設置された監視カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の容姿、性別及び行動内容 ・個人が使用している車両の種類、特徴及びナンバー 	<p>廃棄物の不法投棄等の不適正処理は年々増加し、その手口は巧妙化している。</p> <p>また、民間警備会社による夜間休日パトロールやスカイ＆ランドパトロールでは特定箇所の24時間リアルタイム監視は不可能である。</p> <p>そこで、不法投棄が頻繁に行われる現場に夜間監視も可能な監視カメラを設置して、リアルタイムかつ24時間体制で画像監視を行うことにより、不法投棄等の抑制及び早期発見、早期措置を行う必要がある。</p> <p>しかし、本人から又は本人の同意を得たうえで収集しなければならぬとすると、廃棄物の不法投棄の抑制といった監視カメラの設置目的が達成されなくなるのはもちろんのこと、本人又は本人の同意を得たうえで監視カメラによる撮影を行うことは困難である。</p>

ただし、以下の事項について要請します。

- 1 監視カメラの設置に当たっては、不法投棄の関係者以外の者が極力撮影されないよう配慮すること。また、あらかじめ監視の対象となる土地等の所有者等の同意を得るとともに、周辺住民等に周知すること。
- 2 廃棄物不法投棄と関係のない画像は速やかに消去することとし、消去までの期間を指針に明記すること。
- 3 監視カメラの民間事業者への運営委託については、「岐阜県個人情報取扱事務委託基準」に基づいて、委託契約により受託者が講ずべき個人情報保護のための必要な措置を明らかにしておくこと。
- 4 監視カメラの設置、収集した画像の利用等の運用状況を、年1回以上公表すること。